

群馬県営業時間短縮要請協力金に関するよくある質問（飲食店向け）

【6月14日～6月20日】

目次

【1 時短要請について】	4
Q1-1. 今回の時短要請の根拠は？	4
Q1-2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか？	4
Q1-3. 時短要請の対象となる店舗は？	4
Q1-4. イートインスペースがあるスーパーやコンビニは、協力金の対象となるか？	4
Q1-5. ホテル内にてテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か？	4
Q1-6. ウェディング専用施設やセレモニーホールは時短要請の対象か？	4
Q1-7. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？	5
Q1-8. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か？	5
Q1-9. 午後7時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？	5
Q1-10. 午後8時までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か？	5
Q1-11. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか？	5
Q1-12. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか？	5
Q1-13. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店の特例は？	5
【2 協力金について】	6
Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？	6
Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？	6
Q2-3. 大企業も支給対象となるか？	6

Q 2 - 4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？	6
Q 2 - 5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？	7
Q 2 - 6. 協力金の支給額はいくらか？	7
Q 2 - 7. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？	7
Q 2 - 8. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか？	7
Q 2 - 9. 元々午後8時以降も営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか？	7
Q 2 - 10. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？	7
Q 2 - 11. 元々の営業時間が午後8時までで、要請期間中に休業した場合は対象になるか？	7
Q 2 - 12. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか？	7
Q 2 - 13. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか？	7
Q 2 - 14. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？	7
Q 2 - 15. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？	8
Q 2 - 16. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？	8
Q 2 - 17. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？	8
Q 2 - 18. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？	8
Q 2 - 19. 開店して間もないため、前年の売上がない。売上高はどのように算定するか？	8
Q 2 - 20. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？	8
【3 申請方法・申請書類について】	9
Q 3 - 1. 申請にあたっての相談先はどこになりますか？	9
Q 3 - 2. いつ、どのように申請すればよいのでしょうか？	9
Q 3 - 3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいのか？	9
Q 3 - 4. 確定申告書の写しは必ず提出する必要があるのか？	10
Q 3 - 5. 確定申告書は全てのページをコピーしなければいけないのか？	10
Q 3 - 6. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいのか？	10

Q 3 - 7. 内観写真は何を撮影すればよいか？	10
Q 3 - 8. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するのか？ ..	10
Q 3 - 9. 申請書類はどこで手に入るのか？	10
Q 3 - 10. 5月8日から6月13日までの協力金と併せて申請するのか？	10
Q 3 - 11. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？	11
Q 3 - 12. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？	11
【4 審査・支給について】	11
Q 4 - 1. 協力金はどのくらいで支払われるのか？	11
Q 4 - 2. 支給決定又は不支給決定となった場合どのように連絡があるか？	11
Q 4 - 3. 審査の進捗について知りたい。どこに問い合わせればよいか？	11
【5 その他】	12
Q 5 - 1. 協力金は課税対象か？	12
Q 5 - 2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？	12

【1 時短要請について】

Q 1-1. 今回の時短要請の根拠は？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき要請しています。

Q 1-2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか？

A. 令和3年6月14日（月）午前0時（0:00）から6月20日（日）午後12時（24:00）までです。

※ 感染状況に応じて、期間が延長をされる可能性があります。

Q 1-3. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、午後8時から午前5時までの時間帯に営業するキャバレー・スナック・ホストクラブ・キャバクラ等の「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、居酒屋・ファミリーレストラン等の「酒類を提供する飲食店」が対象です。
今回は、まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請で対象となっていた酒類を提供しない飲食店等は含まれません。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

Q 1-4. イートインスペースがあるスーパーやコンビニは、協力金の対象となるか？

A. 営業時間短縮の要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 1-5. ホテル内にてテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か？

A. 午後8時以降の営業を前提として、以下の点が確認できる場合には対象となります。

- ① 飲食提供専用スペースとして明確に区分されていること
- ② 宿泊者以外の一般客の利用が可能であり、その旨を宣伝・広報等していること

Q 1-6. ウェディング専用施設やセレモニーホールは時短要請の対象か？

A. 結婚式場、葬儀場等の施設が、当該施設の本来の目的で利用するお客様のみ飲食を提供する場合は対象外となります。

例) 施設内でのディナー営業等、不特定多数の方に飲食を提供する場合 ⇒ 対象となります。
結婚式又は葬祭等で利用する方のみ飲食を提供する場合 ⇒ 対象外です。

Q 1 - 7. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？

A. **6月14日以降は、要請の対象外となります。**

Q 1 - 8. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（デリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。

Q 1 - 9. 午後7時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？

A. 酒類のオーダーストップを午後7時までにしていただくことです。

Q 1 - 10. 午後8時までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か？

A. 午後8時には閉店し、中にお客様がいない状態にあることをいいます。
片付けや閉店準備のため従業員がやむを得ず残る場合を除き、午後8時までに閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q 1 - 11. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか？

A. 飲食店営業許可を受けた方（名義人）に対して要請を行っています。
従いまして、協力金の申請についても飲食店営業許可を受けた方（名義人）が申請するようお願いします。

Q 1 - 12. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか？

A. 営業時間短縮の要請対象となる全ての店舗に対して営業時間短縮に協力をお願いしています。

Q 1 - 13. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店の特例は？

A. 接待を伴う飲食店を除く「ストップコロナ！対策認定店」については、営業時間の短縮を要請しますが、適切な感染防止対策を徹底することで営業することができます。
ただし、午後8時以降も営業する場合は、当協力金の支給対象外となりますので、予めご了承ください。

【2 協力金について】

Q 2 - 1. 協力金を支給する趣旨は何か？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの時短要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対して支給するものです。営業時間短縮に対する営業補償ではありません。

Q 2 - 2. 個人事業主も支給対象となるか？

A. 対象となります。(中小企業と同様に扱います)

Q 2 - 3. 大企業も支給対象となるか？

A. 対象となります。大企業の場合、支給額の算定方法が「売上高減少方式」に限定されます。

Q 2 - 4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？

A. 中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんが、本協力金の申請にあたっては、以下のいずれかに該当企業については、大企業に区分します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q 2 - 5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？

A. 売上高が減少していない場合は申請できません。

Q 2 - 6. 協力金の支給額はいくらか？

A. 店舗の売上額に応じて異なります。詳細は県ホームページをご覧ください。

Q 2 - 7. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？

A. 1日あたりの売上高は以下のとおり計算します。

前年又は前々年の6月の売上高合計 ÷ 30日

Q 2 - 8. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか？

A. 時短要請の全期間において、営業時間短縮をしなければ、支給対象外となります。

Q 2 - 9. 元々午後8時以降も営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか？

A. 要請対象となる店舗が時短営業ではなく休業した場合も、協力金の対象となります。

Q 2 - 10. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？

A. 新型コロナウイルスの影響によらない長期的な休業と判断される場合は、県の要請に従って行う休業ではないため、協力金の対象となりません。

Q 2 - 11. 元々の営業時間が午後8時までで、要請期間中に休業した場合は対象になるか？

A. 支給対象となりません。今回の要請より前に、午後8時から午前5時までの間に営業しており、今回の要請を受けて営業時間の短縮又は休業を行った店舗が対象となります。

Q 2 - 12. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか？

A. ホームページやSNSなどで、営業時間を対外的に周知している場合は対象となります。

Q 2 - 13. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか？

A. 曜日を固定して日常的に営業している場合は、対象となります。
ただし、その旨をホームページやSNSなどで対外的に周知している必要があります。

Q 2 - 14. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A. 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。通常の営業終了時刻が午後8時を越えている店舗でなければ対象外です。

Q 2 - 1 5. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？

A. 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q 2 - 1 6. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？

A. 全期間時短要請に応じたとは言えないため、対象外です。

Q 2 - 1 7. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

A. **失効している場合は対象になりません。**

時短営業開始日より前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に対象となります。（遡及での協力金支給は認められませんのでご了承ください）

Q 2 - 1 8. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？

A. 営業時間をずらして午後 8 時までには営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。（例：午後 6 時から午後 11 時までの営業を、午後 3 時から午後 8 時に変更）

Q 2 - 1 9. 開店して間もないため、前年の売上がない。売上高はどのように算定するか？

A. 新規開店特例を設けます。開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1 日あたりの売上高を計算してください。

Q 2 - 2 0. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？

A. 適切な感染防止対策の実施が要請されていますので、対策を講じていただくことが支給要件となります。

申請にあたっては、当該措置が取られているかを確認できる書類を求める予定です。

【飲食店等の感染防止対策】

- ・ 入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導
- ・ 発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場制限
- ・ アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ マスク着用の呼びかけ
- ・ 換気の徹底

【3 申請方法・申請書類について】

Q 3 - 1. 申請にあたっての相談先はどこになりますか？

A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

0 5 7 0 - 0 7 7 - 3 7 0 (9 時から 1 7 時 平日・土日祝)

Q 3 - 2. いつ、どのように申請すればよいでしょうか？

A. 申請受付期間は、7月21日(水)から8月31日(火)までです。

申請方法については、オンライン申請と郵送申請の受付を予定しています。詳細については後日、県ホームページ等でお知らせします。

Q 3 - 3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいのか？

A. 以下の書類の準備をお願いします。なお、様式については、後日HPで公開します。

申請にあたっての添付書類

- ①交付申請書(様式1及び別紙)
- ②誓約書(様式2)
- ③店舗毎の協力金支給申請額計算書
- ④食品衛生法に基づく、飲食店の営業許可の写し(対象期間中、有効なもの)
- ⑤店舗の外観全体(店舗名が確認できるもの)の写真
- ⑥店舗名の内観(感染防止対策を行っていることが分かるもの)の写真(Q3-7参照)
- ⑦要請期間中の全期間で営業時間を短縮等(または終日休業)したことがわかる資料
(張り紙の写真など)
- ⑧振込先の通帳(見開き部分)等の写し
- ⑨本人確認書類の写し
- ⑩酒類を提供していることが分かる資料(メニュー表の写しなど)
- ⑪売上高が確認できるもの
今年の6月の売上高台帳等の帳簿の写し【売上高減少方式の場合のみ】
前年又は前々年の6月の売上台帳等の帳簿の写し【売上高方式※、売上高減少方式】
(※売上高方式で下限以下の場合、売上高確認書類は不要)

<法人>

法人税の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等

<個人>

所得税の確定申告書第一表の控え、青色申告決算書(月別売上高)の控え等

※上記書類のうち、④～⑥、⑧及び⑨については、期間A・B(5/8～6/13)分を申請している場合、添付不要です。

Q 3 - 4. 確定申告書の写しは必ず提出する必要があるのか？

A. **売上高方式において、下限額で申請する場合は提出不要です。**

Q 3 - 5. 確定申告書は全てのページをコピーしなければいけないのか？

A. 以下の書類を御提出ください。

【法人の場合】

- ・ 法人税確定申告書別表一の控え
- ・ 法人事業概況説明書（両面）

【個人の場合】

- ・ 所得税の確定申告書第一表の控え（青色申告、白色申告）
- ・ 所得税青色申告決算書（1枚目、2枚目）（青色申告の場合のみ）

Q 3 - 6. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？

A. 令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）6月の売上帳簿を提出してください。
なお、売上高減少方式の場合は、令和3年（2021年）の売上帳簿も必要です。

Q 3 - 7. 内観写真は何を撮影すればよいか？

A. 適切な感染防止対策を行っていることが分かるよう、複数枚提出してください。

（主な対策例）

- ・ 店舗入口等での手指用消毒液の設置
- ・ 飛沫・接触感染防止対策（座席間隔の確保、アクリル板の設置等）
- ・ 食事中以外はマスク着用を呼びかける掲示

Q 3 - 8. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するのか？

A. 前年または前々年に所得税の確定申告義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控えなどの代替書類により、売上高を確認します。

Q 3 - 9. 申請書類はどこで手に入るのか？

A. 県ホームページ上で入手できるほか、県行政県税事務所、各市町村や商工団体等の窓口で配布します。

Q 3 - 10. 5月8日から6月13日までの協力金と併せて申請するのか？

A. 5月8日から6月13日までの協力金とは別に申請していただきます。

Q 3 - 1 1. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

合併の場合・・・履歴事項全部証明書

法人成りの場合・・・履歴事項全部証明書、法人設立届出書

事業承継の場合・・・個人事業の開業・廃業届

一方、事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q 3 - 1 2. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則として、営業許可者に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など）

【4 審査・支給について】

Q 4 - 1. 協力金はどのくらいで支払われるのか？

A. 申請書類の受理から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。

なお、申請書等に不備がある場合や、全体の申請件数によっては別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q 4 - 2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 「審査事務局」から支給決定又は不支給決定に関する通知を発送します。

Q 4 - 3. 審査の進捗について知りたい。どこに問い合わせればよいか？

A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

0570-077-370（9時から17時 平日・土日祝）

【5 その他】

Q 5 - 1. 協力金は課税対象か？

- A. 時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。
詳細は、お近くの税務署へご確認ください。

Q 5 - 2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？

- A. 時短営業の実施状況は、協力金の申請時に、時間短縮を告知いたことがわかる写真やHP、SNS等で告知している写真を申請時に提出していただくことで確認するほか、要請期間中には、適宜、見回りを行っていきます。